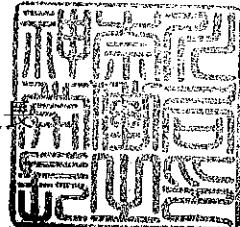


神労発基0911第1号
令和元年9月11日

神奈川県工業塗装協同組合 代表者 殿

神奈川労働局



神奈川県最低賃金の改定に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)につきましては、令和元年10月1日から「時間額1,011円」に引き上げることといたしました(改正前983円、28円引き上げ)。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、改定される神奈川県最低賃金額を広く県民の皆様に周知する必要があると考えております。

つきましては、別添(原稿例)を参考に、貴団体で発行されている会員向け会報誌やホームページがございましたら、最低賃金の改定についての記事を掲載いただく等により周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、会報誌に掲載いただいた場合には、大変お手数ですが、その紙面を郵送又はFAX等にてお知らせいただけましたら幸甚に存じます。

担当 神奈川労働局 労働基準部賃金室 最低賃金係
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57
電話 045-211-7354
FAX 045-211-7360

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引き上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場	4／5 生産性要件を満たした場合は 9／10(※)
	4～6人	70万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」にお気軽に問い合わせください。
- 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例・～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善

ヘルトコンペアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>

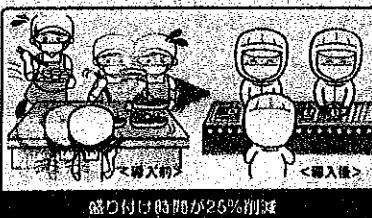
【所在地】新潟県 【従業員数】40人

【事業の種類】食品製造販売業

【課題と対応】弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してヘルトコンペアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>

以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕込みコストも軽減している。

盛り付け時間が25%削減

【実施内容】ヘルトコンペアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

(小平成29年度助成金に亘づく事例)

【成果】弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

ヘルトコンペア導入による効率化による生産性の向上

(小平成29年度助成金に亘づく事例)

業務改善

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

<企業概要>

【所在地】福島県 【従業員数】115人

【事業の種類】麺類の製造及び販売業

【課題と対応】麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間が要っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>

各工場の現場責任者及び現場リーダーが自ら、アルバイトパートに業務効率化に対するアンケートを取り、結果を専務取締役にフィードバックして改善を行っている。

【実施内容】大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすいために変わったことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・効率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人件費や時間削減することができた。

【成果】仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の大容量釜導入による効率化による生産性の向上

(小平成29年度助成金に亘づく事例)

業務改善

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>

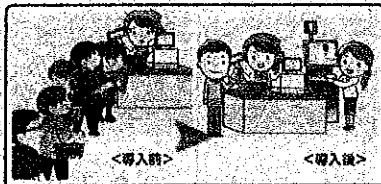
【所在地】熊本県 【従業員数】24人

【事業の種類】生鮮食料品小売業

【課題と対応】繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



導入前

導入後

レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

人事課長

<独自の工夫>

各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べて営業時間は短くしつ商品を売りつけようにしたりし、庵車ロスや保管設備費の削減につなげている。

【実施内容】商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客で行なうようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

【成果】レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入することで、レジ業務を効率化

(小平成29年度助成金に亘づく事例)

業務改善

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

<企業概要>

【所在地】広島県 【従業員数】61人

【事業の種類】ホテル業

【課題と対応】食器洗浄に要する人員・時間・電力・水・洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人間・時間・経費がかかり、業務が非効率となっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



社長

【実施内容】新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人間や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を創出できた。

【成果】食器洗浄にかかる人間や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入することで、食器洗浄の効率化につながった。

(小平成29年度助成金に亘づく事例)



厚生労働省

(原稿例)

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」

「使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。」

- 令和元年10月1日から、神奈川県最低賃金は
時間額 1,011円
(28円引き上げ)となりました。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに各種支援策(助成金(注)含む)、無料相談を用意しています。

詳しくは下記の「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

※ 神奈川働き方改革推進支援センター
(神奈川県中小企業団体中央会受託)
電話: 0120-910-090 FAX: 0120-971-030
メール: hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp
住所: 横浜市中区尾上町5-80
神奈川中小企業センタービル9階

問合せ先 神奈川労働局労働基準部賃金室

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎8階 (電話 045-211-7354)

又は、最寄りの労働基準監督署

助成金については、雇用環境・均等部指導課(電話 045-211-7380)

(注)「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を30円以上引上げ、

設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成します。